

契約の方法に関する定め

会計規程

(契約の原則)

第15条 契約担当役及び資金前渡役(以下「契約担当役等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結しようとする場合においては、一般競争に付さなければならない。

2 契約担当役等は、次の各号の一に該当するときは、前項の規定にかかわらず指名競争に付することができる。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に付すことに適さないとき。
- (2) 緊急を要する場合で、一般競争に付することができないとき。
- (3) 一般競争に付することが不利と認められるとき。
- (4) 契約に係る予定価額が少額であるとき。
- (5) その他業務上特に必要があるとき。

3 契約担当役等は、次の各号の一に該当するときは、前2項の規定にかかわらず随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。
- (4) 契約に係る予定価額が少額であるとき。
- (5) その他業務上特に必要があるとき。

4 第1項及び第2項の競争に加わろうとする者に必要な資格並びに契約について必要な事項は、別にこれを定める。